羅針盤

物流業界におけるサステナビリティ経営の在り方①

国内企業、取り組み加速

利害関係者の理解カギ

即応可能な体制構築

日本総合研究所/リサーチ・コンサルティング部門
マネジャー 上田 奈月
部長（サステナビリティ戦略担当） 瓜生 務

変化する経営環境

改訂版「コーポレートガバナンス・コード」及び「投資家と企業の対話ガイドライン」公表以降、日本企業の間でも、従来よりもサステナビリティ（持続可能性）経営に取り組む動きが加速している。最近本格的な取り組みに着手した企業にとっては、サステナビリティ経営の土台づくり（委員会構築、専任部署設置等）、長期ビジョン策定、重要課題（マテリアリティ）特定、目標・KPI（重要業績評価指標）設定、気候変動をはじめとする個別の重要アジェンダへの取り組み等々が、目下の短中期的なテーマとなっているのではないだろうか。

「サステナビリティ経営」とは、長期目線で企業価値向上を図り、社会課題解決と収益確保を両立する経営の在り方である。経営推進におけるポイントは、大別すると①いかにステークホルダー（利害関係者）からの理解を得て企業価値向上を図っていくか②長期的に持続可能な事業活動を行っていくために、どのような課題に戦略的に取り組み、企業体としてマネジメントを行っていくか――という点に集約されるであろう。

本稿では、この2点のうち、特に、直近半年間において大きな動きのあった前者に焦点を当て、「情報開示」の観点から直近の動向を紹介する。なお、その際、物流事業者を含む日本企業の有価証券報告書における開示情報から、日本企業のサステナビリティ経営の推進状況を読み解き、今後あるべき対応の方向性について論じることとしたい。

なお、前述の後者に関しては、今後3回に分け、「カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）・気候変動」「人権」「生物多様性」等のサステナビリティ個別課題に焦点を当てつつ論じることとしたい。

経緯と直近の動向

「いかにステークホルダーからの理解を得て企業価値向上を図っていくか」というポイントに対し、従来の企業は各種報告書やウェブサイト等でサステナビリティ情報の開示に努めてきた。日本国内においては、1990年代前半ごろに一部企業によって取り組まれた環境報告書の発行が、その歴史の一つといえるだろう。

しかし、当時から30年ほど経過した現在でも、サステナビリティを含む非財務情報開示に関する統一的な国際基準はいまだに確立されていない。確かに、任意開示のフレームワークは一定数存在する。

GRI（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）によるGRIスタンダード、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）によるSASBスタンダード、国際統合報告評議会（IIRC）によるIIRCフレームワーク、そして近年注目が集まっている世界経済フォーラムの国際ビジネス評議会（IBC）によるステークホルダー・キャピタリズム・メトリクス（ステークホルダー資本主義指標）等が代表例だ。

ただし、これらのうちどれか一つが統一的かつ完全なるスタンダードと言い切れる状況にはない。しかも、これらに加えて、各企業の開示情報や個別の回答からサステナビリティ経営に関する企業評価を行うESG（環境・社会・企業統治）格付けが乱立するような状況も継続している。複数の任意開示のフレームワークの存在、ESG格付けの乱立は、真摯（しんし）にステークホルダーからの理解を得ようとする企業担当者の頭を常に悩ませている。

こうした現状の打破において期待されているのが、国際会計基準の策定を担うIFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による、サステナビリティ開示基準に関する二つの公開草案である。

2022年3月31日、ISSBはIFRSサステナビリティ開示基準に関する二つの公開草案を公表した。公表されたのは、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」と「気候関連開示」の公開草案であり、今後ステークホルダーからの意見を基に再度基準の中身等に関する検討が進められる。

前者はサステナビリティ関連リスク及び機会に関する全ての重要な情報を企業に要請しており、後者に関してはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の開示要求事項とほぼ整合している。ポイントとなるのは、あくまで財務面に関連する意思決定に資する情報提供が要請されている点である。

今後、当該基準による開示の在り方が基本とみなされるようになれば、企業にとっても本質的なサステナビリティ経営の在り方の追求に時間を割くことができるようになるのではないだろうか。

物流でも増加傾向

こうした国際的な動向の一方、日本企業はどの程度サステナビリティ経営に取り組んでいるのだろうか。その一端を読み解くため、近年ホットトピックとなっている幾つかのサステナビリティ関連の課題が、有価証券報告書の中でどのように取り扱われているかを確認する。

近年、ホットトピックとなっているサステナビリティ関連の課題として、「TCFD」「人権」「生物多様性」の3点が挙げられる。これらのトピックの最新動向に関しては、本連載の次回以降において詳述するが、簡単に概要をご紹介しておきたい。

「TCFD」は、G20（主要20カ国・地域）の要請を受け、金融安定理事会により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するために設立されたタスクフォースで、気候変動に関する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」について企業に検討・情報開示を促すものである。改訂版コーポレートガバナンス・コードで、プライム市場上場会社において対応が必要となったことから、特に昨年以降、より多くの日本企業が取り組み・情報開示に着手した。

これと同様の動きが「生物多様性」の分野においても拡大しつつあり、3月には、「TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）」の試作版が発表されている。

「人権」に関しては、11年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」の成立以降、人権リスクが相対的に高いと言われている業種のグローバル企業を中心に、主にリスクマネジメントの観点から対応が進められてきた。昨年から今年にかけては、ウイグル強制労働防止法の成立（米国、21年12月）や、今夏策定予定の人権デューデリジェンスガイドラインに向けた検討（経済産業省）等の動きが注目されている。

こうしたホットトピックと、サステナビリティ経営推進のための会議体である「サステナビリティ委員会」について有価証券報告書に掲載している企業数を確認し、表にまとめた。なお、「TCFD」に関しては、従前より「気候変動」への取り組みを推進し、その一環で取り組んでいる企業も一定数存在すると考えられるため、「気候変動」という用語についても併せて確認した。

本データは、金融庁のEDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）において登録されている全ての有価証券報告書を対象に、上記キーワードで検索を行った際、該当する企業数を記載したものである（5月26日時点）。

全業種においては、いずれも毎年大幅に増加していることが読み取れる。一方、物流事業者（EDINETの業種分類において陸運業、海運業、空運業に分類されている企業）のみに着目すると、「気候変動」「TCFD」「人権」については増加傾向にあるものの、「生物多様性」「サステナビリティ委員会」については、まだまだ限定的な数にとどまっている。

物流事業者は、「気候変動」及び「人権」といった、従前よりステークホルダーからの要請が強い課題に対しては、徐々に積極的な姿勢を見せつつあることが推測できる。一方、比較的新しい課題である「生物多様性」や、サステナビリティ経営の根幹を成す「サステナビリティ委員会」の構築に関しては、より一層の情報開示を期待したい。

「土台」整備に余地

ここまで、サステナビリティ情報開示基準策定の動きとともに、物流事業者を含む日本企業の対外開示の動向を紹介した。様々な基準・ガイドラインが整備されつつある中で、物流事業者は、ある程度企業経営におけるサステナビリティへの取り組みを進めていることが読み取れる。ただ、新しい課題への対応や、サステナビリティ経営を全社一丸となって推進するための「土台」の整備については、取り組みの余地が残されている可能性がある。

「有価証券報告書における記載なし」ということが、そのまま「取り組み未実施」や「完全な情報非開示」を意味するわけではない。しかしながら、これまでより短期的なサイクルで様々な社会課題が発現・注目されるようになった現状においては、新たな課題が発現・注目されるようになった場合、即座に「攻め」の姿勢でマネジメントができるような準備を行っておくことが、リスクマネジメント及び機会確保においては重要と言えるだろう。

サステナビリティ経営の土台づくりや、長期目線でのサステナビリティリスク・機会特定をはじめ、新たな情報開示基準の草案がうたっている事項は、価値向上を図る企業の在るべき方向性を示すヒントとなるかも知れない。

有価証券報告書においてサステナビリティ関連キーワードを掲載している企業数

	18年度	19年度	20年度	21年度
気候変動	183（1）	284（6）	630（21）	990（25）
TCFD	7（0）	30（0）	115（2）	246（7）
人権	221（4）	250（4）	319（9）	481（13）
生物多様性	44（1）	49（1）	66（1）	120（0）
サステナビリティ委員会	16（0）	28（0）	66（1）	155（3）

（注）カッコ内は物流事業者のみ

うえだ・なつき　一橋大学国際公共政策大学院修了。大手コンサルティングファーム等を経て現職。一貫してサステナビリティ戦略・リスクマネジメント対応支援に従事。

うりゅう・つとむ　東京大学大学院新領域創成科学研究科博士後期課程修了（環境学博士）。外資系コンサルティングファーム等を経て現職。一貫してサステナビリティ戦略・リスクマネジメント対応支援に従事。